

井真知事の埋め立て承認に至ったあと、今年1月名護市では稲嶺市長が堂々当選した。だが、石垣市長、沖縄市長選での自公推薦候補の勝利は今後の暗雲を感じさせる。

こうした背景のもと、「沖縄『建白書』」の実現を目指し、未来を拓く島ぐるみ会議」の結成大会が7月27日、宜野湾市民会館で開かれる。

3月2日、県議で「建白書」の取りまとめにかかわった玉城義和氏と、沖縄の自己決定を目指した市民・県民の結集を呼び掛け、運動団体に影響力の強い島袋純琉大教授らの呼びかけで、実に多様な人々がはせ参じた。宮里政玄琉大名誉教授（対外問題研究会主宰）はじめ、研究者から、経済人、辺野古やオスプレイパッドを緑豊かなやんばるの山中に設置工事中の東村高江の座り込み現場の人々、政党、議員、労組・平和・人権団体等々、実に多彩な顔ぶれで、熱気あふれる議論をした。88人で発起人会を結成、以後、3回の協議、県議や市町村議会の議員団会議結成を経て、個人参加の大同団結の結成大会の運びとなった。

沖縄の市民が自ら主体となって、地球上の何びとにも許されているはずの、自分の土地、海、空を守る権利を求める運動を再構築しようというのである。基地に左右され続ける沖縄の未来を拒絶し、子どもたちに希望のある未来を引き継ぐ責務を全うするための結集である。

* 島ぐるみは成るか

1996年の憲法記念日、北海道新聞が3日続きで「沖縄から憲法を考える」という社説を掲げた。

5月1日、50年間日本が辛うじて平和を保った平和主義の理念も、絶えず危機にさらされ、形骸化されてきた。憲法論議には沖縄が抜け落ちていた。今、沖縄がつくりだした平和のうねりを、全国的に高めなければならぬ。

同2日、沖縄の「基地、軍隊を許さない行動する女たちの会」は、子どもと女性の人権回復、軍隊とその構造的暴力をなくさない限り女性の戦後はない」と提起した。これを国民の共通認識としたい。薬害エイズにもみられる住民の生活と健康を守らない政府の行政体質を変えなければならぬ。沖縄の女性の人権闘争を本土にも広げたい。

同3日、前年の大田（昌秀）知事の代理署名拒否は、自治体が中央政府の出先機関であつてはならないことを示した。もう地方が国に従属する時代ではなくなった。沖縄が発信する新しい自治の風をどう受け止め、生かすか。（全国）自治体が答えを出す番だ。日本国憲法施行（1947年）から半世紀、平和、人権、自治の状況から、憲法は「守る」だけでなく、住民が積極的に政府や行政のシステムや意識を変えなくてはならぬ、沖縄がそれを提起している——そんな考えが広がっていた

ことを反映していると思う。

沖縄では第2次大戦後27年間の米軍統治（1945～72年）から日本への施政権返還以後——通常復帰後という——42年の間に、「島ぐるみ」と呼ぶ超党派の闘争があった。そのたび、沖縄という犠牲のうえに立った平安という現実には無知な本土を覚醒させた。だが、そのたび政府の分断に遭って、瓦解させられた。あるうことか、県民を裏切った仲井真知事の3選コールをしている「背信」沖縄自民県連を中心とする政治家やその支持者とどう対決できるか、正念場を迎える。

（ゆい・あきこ／ジャーナリスト）

運動の現場から 大阪市の生活保護抑制を モデルにするな

吉田和雄

7月1日の「改正」生活保護法の施行を前に、5月28～29日の2日間にわたり初の「大阪市生活保護行政問題全国調査団」行動が行なわれた。私は「生活保護費大幅削減反対！三多摩アクション」の一員として立川さんきゅうハウスから、片山かおる小金井市議と参加した。

大阪市の生活保護行政は、実態を知るにつれ怒りを通り越して啞然とする事例ばかりで

あった。

調査団は以下の項目で大阪市を追及した。

①稼働年齢層（高齢世帯以外の母子、障がい、疾病、その他世帯）の異常な減少の原因となっている「申請時のガイドライン」問題 ②扶養義務の強化の問題 ③介護・医療扶助の利用抑制と自己負担問題 ④「不正受給」対策の管理、支配体制 ⑤ケースワーカー不足など実施体制の問題。

大阪市は全国で最も高い保護率（2012



年、5・7%、全国平均1・6%）だが、2012年7月「生活保護制度の抜本的改革にかかわる提言」を発表し、「稼働可能な者を生活保護の対象から外すこと、医療費・介護費の自己負担制を導入することなど、保護費削減を目的とした過激な改革提言を行なった」（大阪市の生活保護行政の真の適正化を求める要望書）。

2012年以降、保護世帯数は大阪

市以外の政令市は被保護者が増えているのに大阪市だけが減少するという「極めて特異な動向を示す」（同要望書）。大阪市でも高齢世帯の需給者数は2013年度も増えているのに、稼働年齢層は、前年比95%減少。一体何がおきているのだろうか。

大きな問題の一つは、「申請時のガイドライン」である。大阪市浪速区の37〜38歳の男性は、過呼吸で救急車で運ばれたりして仕事ができなくなり、所持金もつき昨年10月生活保護を申請。ところが浪速区はハローワークで仕事を探すよう「熱心に求職活動を行い、継続的かつ自分に適した仕事に就くこと」とした「助言指導書」を交付しただけ。5日間で6件の求職活動を行ない1件の面接を受けたが「努力が足りない」と言われ、1ヵ月後申請を却下された。12月に入り弁護士が同行し抗議申入書を提出、ようやく保護開始が決定した。本人は後日医療機関で「パニック障害・外出恐怖症」と診断され療養に専念している。集会では「頑張って仕事を探しても『努力が足りない』と言われた。なぜ一人でも申請を受けられなかったのか」と怒りを露に大阪市を追及。

大阪市が生活保護申請を受けつけずハローワークに行けというガイドラインを作成し「求職活動報告書」を提出させる「助言指導書」は申請妨害であり、生活保護法に違反していることが明らかになった。

大阪市の「扶養義務照会」の行き過ぎも度

を超えたものになっている。仕送りの「めやす」を市職員に示すというのも違法だが、参加した当事者の女性の報告を聞いてアキレてしまった。DV被害から逃れ35年間音信不通にした「父親」から子供である女性の子にあたる孫のところにまで住之江区から「扶養照会」が届いたという。孫の成人女性は、生まれたときに「祖父」はいなかったにもかかわらずである。

大阪市は、このような「扶養」者探しに労力を使いながら、ケースワーカーの職員配置では400人を超える恒常的な人員不足や訪問指導不足を厚労省から指摘されても一向に改善しようとしていない。

支給されるべき介護器具の購入費・介護料を自己負担させられているケースも2013年4月〜11月で133件あることも明らかにになった（介護保険では1割負担だが生活保護世帯では介護扶助費が支給される）。要介護5の人がシャワーチェアが必要と訴えたら「要介護5で動けないんやからいらんやろ」と言われた例も。命や健康に直接関わる医療、介護扶助にまでこうした負担を強いるのは許されない。極めつけは、私が目撃した浪速区の生活保護課の相談ブース。「録音・写真撮影はお断り」の掲示を相談室に掲げ、部屋上部には監視カメラ、壁には自衛隊のポスター。どないなつとるねん！

（よしだ・かずお／生活保護費大幅削減反対！三多摩アクション、写真も筆者）